

令和7年11月10日

尾張旭市長 柴 田 浩 殿

尾張旭市特別職報酬等審議会

会 長 伊 藤 雅 一



議会の議員の期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の
期末手当の額について（答申）

令和7年10月16日付け7人第183号で諮問のあったこのことについて、
公平、中立の立場において各委員が率直かつ慎重に審議を行った結果、別記の
とおり答申します。



別 記

- 1 議会の議員の期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の額
(以下「期末手当額」という。)

次のとおり、期末手当の額については、支給月数を0.05月分引上げることが適当である。

	現行の支給月数	改定後の支給月数	増加月数
市 長	3.45月	3.50月	0.05月
副市長			
教育長			
議 長			
副議長			
議 員			

- 2 改定の時期

令和7年12月1日から適用し改定することが適当である。

- 3 審議会の内容

本審議会は、市長から議会の議員の期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の額について諮問を受け、各委員は、令和7年10月16日に審議会を開催し、市民各層の代表であることを深く認識し、公平、中立の立場を堅持し、忌憚のない意見交換により審議を行った。

審議は、以下の論点を中心に進められた。

- (1) 人事院の給与等に関する勧告の状況

令和7年人事院給与勧告において、国家公務員の一般職の期末勤勉手当の支給月数は期末手当及び勤勉手当それぞれ0.025月分引上げの勧告がなされた。また、国家公務員の指定職の期末勤勉手当の支給月数は期末手当及び勤勉手当それぞれ0.025月分引上げの勧告がなされた。

- (2) 一般職の給与改定状況

本市の一般職の給料は、人事院給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、給料月額若年層の職員を重点に置き平均3.3%引上げ、期

末手当及び勤勉手当それぞれ0.025月分引上げる増額改定を行う方向で事務を進めている。

(3) 地域経済

市民としては、物価高等で厳しい状況が続いている。市内の事業所においても、物価高や資材高騰の影響で厳しい状況であるが、その中で、賃上げはしていく傾向にある。

(4) 財政状況

物価高や人件費等の上昇で経常経費にあたる支出が増えている。また、本市の財政指標は、県内各市と比較するとやや下位となるものの、全国的な比較では上位に位置している。

(5) 特別職の期末手当の水準

県内各市を比較すると、市長では全ての市で人事院勧告の月数と同様の支給率を用いている。

本審議会では、物価高や資材高騰の影響もあり、市民や市内事業所では厳しい状況が続いている一方、最低賃金は上がっており、市内の事業所でも賃上げていく傾向であること、市の財政状況に余裕があるわけではないが、引き上げることで市の財政状況を圧迫させるものでないこと、人事院勧告自体が官民格差を考慮して発出されたものであり、重要な判断材料にすべきである等の意見が各委員から寄せられた。これらのことを総合的に検討した結果、人事院給与勧告の内容と同様に期末手当額は0.05月分引上げとすることが適当であるとの結論に至った。